

くらしの

鍵

No.2

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

困ったときは、早めに相談を

消費者苦情相談
(市役所2階 第1会議室)
毎週水曜日10～12時



架空請求はがきにご用心

利用した覚えのない
料金の請求はがきが届いたけど…
連絡したほうがよいかしら？

架空請求はがきの特徴

- ・「総合消費料金」など、聞き慣れない料金を請求してくる(請求金額が書いてないこともよくあります)
- ・裁判や訴訟を起こすなど、不安をあおるような内容で、電話連絡を急がせる
- ・はがきの差出人が、裁判所や公的機関を思わせる名称になっている

☆実際の裁判所からの通知は、「特別送達」という郵便で送られ、郵便職員による手渡しが原則で、受け取りの際には署名または押印が求められます。

料金未納訴訟最終通達書

訴訟番号 平成17(ト)第2089号

この度、ご通知致したのは、貴方の未納されました消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として、給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますので、ご了承下さい。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成17年8月12日

〒102-0093

東京都千代田区

法務局認定法人 民事訴訟通達管理局

0120- - (管理課)

電話受付時間 9:00～18:00

休日 (土・日・祝日)

無視し
架空請求はがきは
まじよう



相手には絶対に
連絡をしない

連絡をすると、お金を支払うように脅される場合があります。また、相手に電話番号を知られるだけでなく、個人情報や聞き出され、別の手段で請求されることもあります。



利用していなければ
支払わない

利用していなければ、少額でも支払う必要はありません。一度支払うと、脅せば金を出さず相手だと思われ、悪質業者から次々と狙われてしまう可能性があります。

おたずね／広報情報課 (TEL 21-8578)

広報 いずも

毎月第2・4木曜日発行

発行日:平成19年(2007)5月10日

発行:出雲市

編集:広報情報課

〒693-8530 出雲市今市町109-1

TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509

Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

http://www.city.izumo.shimane.jp/

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212

佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444

多伎支所 TEL86-3111

固定資産税(都市計画税)第1期

軽自動車税の納期は

5月16日(水)～

5月31日(木)です。

期限までに忘れず納めましょう

●市民税課(TEL21-6703)●